

給付事業費8,656万円を追加

今回の補正は、主に予算確定等による最終調整および定額給付金給付事業費8,656万円の追加でした。

これにより、一般会計は歳入歳出それぞれ1,831万円増額され、総額で36億2,860万円となりました。

3月補正の結果

会計名	補正後の予算額(補正額)
一 一般	36億2,860万円 (1,831万円)
国民健康保険特別	5億9,410万円 (△5,714万円)
土地開発事業特別	1,288万円 (△44万円)
老人保健特別	9,403万円 (△3,015万円)
公共下水道事業特別	2億3,960万円 (△1,097万円)
農業集落排水事業特別	3,481万円 (△32万円)
介護保険特別	2億8,537万円 (95万円)

3月補正の主な内容

○定額給付金給付事業費	8,656万円
○国県支出金	
・前期高齢者交付金等(国民健康保険)	△5,714万円
○老人医療諸費	△3,015万円

「広野町老人福祉センター」と「広桜荘」の指定管理者として「広野町社会福祉協議会」を指定

指定期間の満了により、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間、広野町老人福祉センターと広桜荘の管理運営を行わせる指定管理者として、引

き続き社会福祉法人広野町社会福祉協議会を指定しました。



サービスを終えて帰途に着く利用者
(広野町デイサービスセンター「広桜荘」)

段階	対象者
第1段階	老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合 生活保護者の場合
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人
第4段階	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税者がいる場合
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の人
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の人

こんなことが決まりました

雇用促進住宅ひろのの宿舎の買取り契約を承認

雇用促進住宅ひろの宿舎の土地および建物を町が独立行政法人雇用・能力開発機構から買取るための契約を承認しました。
 なお、買取り価格は5763万円です。



町が買い取りを決めた「雇用促進住宅ひろの宿舎」

広野町桜田住宅条例を制定

雇用促進住宅ひろの宿舎の名称を桜田住宅に改め、管理運営するための条例を制定しました。
 なお、家賃および共益費は左記のとおりです。

広野町桜田住宅（下浅見川字桜田119番地の2）

- ・戸数 60戸
- ・駐車場 60区画
- ・家賃および共益費

家賃（月額）				共益費（月額）
世帯の所得額が月額322,000円未満の世帯		世帯の所得額が月額322,000円以上の世帯		
5階	33,000円	5階	38,000円	800円
4階	34,000円	4階	39,000円	
3階	35,000円	3階	40,000円	
2階	35,000円	2階	40,000円	
1階	35,000円	1階	40,000円	

新たな介護保険料を設定

第4期（平成21年度から平成23年度まで）介護保険事業計画期間における65歳以上の被保険者の介護保険料の設定等に
 ともない、条例を改正しました。
 なお、保険料は左記のとおりです。
 （14ページに関連記事）

平成21年度 保険料（月額）	平成22年度 保険料（月額）	平成23年度 保険料（月額）
1,200円	1,225円	1,250円
1,200円	1,225円	1,250円
1,800円	1,833円	1,875円
2,408円	2,450円	2,500円
3,008円	3,066円	3,125円
3,608円	3,675円	3,750円